

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成23年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県中小企業労働相談所運営業務

(2) 業務内容

主な業務の内容は、下記のとおりとする。なお、業務内容の詳細は、鳥取県中小企業労働相談所運営業務プロポーザル選考実施要領（以下「実施要領」という。）による。

ア 労働雇用相談支援業務

県下3地区に相談所を設置し、労使双方からの労働及び雇用に関する相談に対して、労働・雇用相談員により助言、情報提供等を行うとともに、労働及び雇用に関する情報を広く発信し、労使関係の安定及び適切な労務管理の推進を支援する。

イ 労働教育推進業務

基本的な労働関係法令等の学習機会を提供し、適宜の情報提供を通じて労使間の紛争の予防を図る。

ウ 労務管理改善助言業務

(ア) 労務管理アドバイザー（社会保険労務士とする。）を事業所に派遣すること等により、使用者へ適切な労務管理や働きやすい職場づくりに向けた助言及び各種助成制度の紹介等を行う。

(イ) 事業所等（労働組合を含む。）が実施する働きやすい職場づくりに向けた社内研修等に講師を派遣して、労使双方に働きやすい職場づくりに向けた意識啓発を図る。

(3) 委託期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 予算額 28,167千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 公募型プロポーザルへの参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店、支店等の事業所を有する団体（法人格の有無は問わない。）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 平成23年2月8日（火）から企画提案書等の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 事業実施のための団体としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法並びに責任者等を明確にした規約その他の規定が定められていること。

(5) 法人格のない任意団体にあつては、代表者の定めがあること。

(6) 平成23年4月1日から委託業務を開始できる者であること。

3 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書等の審査は、鳥取県中小企業労働相談所運営業務プロポーザル選考審査会（以下「審査会」という。）において、次の事項について、別に定める評価基準に基づき、審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査員の付けた順位をそのまま点数とし、合計の値の少ない方から順位を付ける方式）による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合には順位点の方法による順位を優先する方法により行う。また、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の多数決で順位を決定する。

ア 労働雇用相談支援業務

(ア) 労働雇用相談体制の確保等

(イ) 労働雇用相談事業の実績及びノウハウの有無

イ 労働教育推進業務 セミナーの企画運営

ウ 労務管理改善助言業務 実施体制の確保等

エ 全体

(ア) 管理運営体制の確保

(イ) 収支計画の適切性

オ 見積価格

(2) 審査会は、県職員2名及び県職員以外の者1名により構成する。なお、審査員の所属、氏名は公表しない。

(3) 審査は、原則として書類審査とする。

4 最優秀提案者の選定

3により最も高い順位となった者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 実施要領の交付

実施要領は、平成23年2月8日(火)から同月25日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99316>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成23年2月8日(火)から同月25日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部雇用人材総室労働政策室

電話 0857-26-7224

ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール koyoujinzai@pref.tottori.jp

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書等の提出を希望する者は、実施要領に基づき、企画提案書等を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとすること。)によること。

イ 提出部数

4部

ウ 提出場所

(1)のイに同じ。

エ 提出期限

平成23年2月28日(月)午後5時15分。なお、送付による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、質問書(任意様式)を作成し、持参、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出期限

平成23年2月21日(月)午後5時15分まで

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。この交渉には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。交渉が不調のときは、4により順位付けされた上位の者から順に契約の締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 募集及び選定に当たっての留意事項

本件業務は、県の平成23年度当初予算(勤労者福祉事業費(中小企業労働相談所設置事業)及び職場環境改善支援事業(労務管理改善助言事業))により実施しようとするものであり、この公募型プロポーザルにより委託業務の受託者を選定した場合であっても県の予算が成立しなかった場合は、委託業務に係る委託契約は締結しないものとする。

(2) 提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

(3) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

(4) その他

詳細は、実施要領による。